

指定居宅介護・重度訪問介護事業所運営規定

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会が開設する軽費老人ホーム(ケアハウス)ケアハウスわらび園の訪問介護事業所(以下、「事業所」という)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に相手の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。
- 2 前項のほか、新潟県指定障害サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)、その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1)名称 わらび園指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所
 - (2)所在地 新潟県長岡市浦 3060 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1)管理者 1人
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2)サービス提供責任者__人
居宅介護・重度訪問介護の利用申し込みに係る調整、居宅介護・重度訪問介護計画の作成及び、従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
 - (3)従業者__人
従業者は、「居宅介護計画」又は「重度訪問介護計画」に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までの毎日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清潔、洗髪
 - ⑥ 通院等の介助(身体介護を伴う場合)
 - ⑦ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事
- (4) 生活等に関する相談及び助言

2、事業所で行う指定重度訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 重度訪問介護計画の作成
- (2) 重度訪問介護
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清潔、洗髪
 - ⑥ 通院等の介護
 - ⑦ 調理
 - ⑧ 衣類の洗濯、補修
 - ⑨ 住居等の掃除、整理整頓
 - ⑩ 生活必需品の買い物
 - ⑪ 外出時における移動中の介護

⑫ その他必要な身体介護及び家事援助

(3) 生活等に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等(法第5条第17項第23号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ)から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第2条第12号に規定する利用者負担額をいう)の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、指定決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額)の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長岡市とする。

(緊急時等の対応)

第9条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告を行う。

(苦情解決)

第10条 事業所は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記載する。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんに来る限り協力する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族又は関係機関へ連絡するとともに必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況の記録を行うものとする
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(秘密保持等)

第13条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、適切な指定居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修

(2)継続研修

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長岡老人福祉協会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

この改定規定は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この改定規定は平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この改定規定は令和 1 年 7 月 1 日より施行する。

この改定規定は令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

この改定規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する